

社会福祉法人 幸
相談支援事業所あゆと
(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)
運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸が設置する相談支援事業所あゆと（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）に対し適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- 2 特定相談支援事業等の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業を行う者等に不当に偏ることがないように、公正中立に行うものとする。
 - 3 特定相談支援事業等の実施にあたっては、市町、福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
 - 4 特定相談支援事業等の実施にあたっては、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 5 前四項のほか、関係法令を遵守し、特定相談支援事業等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所 あゆと
- (2) 所在地 兵庫県揖保郡太子町上太田 923-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に対し関係法令等遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 3名 (常勤)

相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務及びサービス利用計画及び障害児支援計画 (以下「サービス等利用計画」という。) の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月4日と事業所の指定する日は休業日とする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の主たる対象者)

第6条 事業所において主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

(1) 障害児 (18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(2) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)

(3) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)

(特定相談支援事業等の提供方法及び内容)

第7条 事業所が提供する内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 福祉サービス等の情報提供

(3) サービス等利用計画の作成及び評価

(4) 訪問による継続的なモニタリング

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費及び障害相談給付費の額の支払を受けるものとする。

2 前項のほか、第10条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して特定相談支援事業等を行う場合には、それに要する交通費を、公共交通機関等を利用

- した場合はその実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときには、1キロメートルあたり15円を徴収するものとする。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
 - 4 第1項から第2項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第9条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している利用者等のうち継続サービス利用者支援における厚生労働省令で定める期間が毎月ごとである者について、同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額（若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。
- この場合において、当該事業所は、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業所等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の実施地域は、太子町、たつの市、姫路市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第11条 指定計画相談支援等の提供により事故が発生したときには、直ちに県、市町、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第12条 提供した指定計画相談支援等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定計画相談支援等に関し、法第24条の34第1項の規定により市町長が、法第57条の3の2第1項の規定により市町長が、また法第57条の3の第3項の規定により兵庫県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町又

は兵庫県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は兵庫県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護の保護）

第13条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- （4）成年後見制度の利用支援

（職場におけるハラスメントの防止）

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努める。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(暴力団等の排除)

- 第17条 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、運営において暴力団等の参入や影響を排除し、利用者が安心してサービス利用ができるように環境を整備する。

(研修による計画的な人材育成)

- 第18条 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人幸と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。